

**令和 7 年度
交通事業者運転手等確保支援事業補助金
応募要領**

令和 7 年 10 月

沖縄県企画部交通政策課

令和7年度交通事業者運転手等確保支援事業補助金 応募要領

1 事業の目的

県内の交通事業者について、①新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職（復職なし）や②働き方改革による時間外労働の制限、③若年者のなり手不足等により、路線バスの運転手、タクシー運転手、トラック運転手、航空関連従事者及び航路関連従事者等の人材が確保できず、県民のライフラインである交通の確保・維持がより一層厳しい状況となっていることから、交通事業者等の人材確保の取り組みを支援し、県内交通の確保・維持を図ることを目的とします。

2 募集対象者

【業界団体】

- (1) 一般社団法人沖縄県バス協会
- (2) 一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会
- (3) 公益社団法人沖縄県トラック協会

【交通事業者】

- (1) 乗合バス事業者
- (2) タクシー事業者
- (3) 貨物自動車運送事業者
- (4) 航路関連事業者（離島航路事業者及び航路事業者と関連する海事関連事業者）
- (5) グランドハンドリング事業者（那覇空港に限る）
- (6) 保安検査事業者（那覇空港に限る）

3 補助対象経費

本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」）は、以下の1～3の事業に該当する経費とします。

1 人材確保推進事業

- ①求人誌を発行する事業者（広告代理店を含む）に対する広告宣伝費

- ②就職説明会、乗車イベント等の開催を案内する情報発信に必要な印刷製本費、広告宣伝費等、人材採用に係る助言等を依頼する外部専門家に対する謝金等

2 人材発掘支援事業

交通事業者のPRの取組に必要な会場借用料、車両使用料、交通費、人件費等

※1又は2の補助対象経費に該当するか等については、問い合わせ先に相談等をお願いします。

※他の補助金等を受給する場合、本補助金と他の補助金等の受給額が補助対象経費の10/10を超える場合、本補助金の補助額を減額いたしますので、ご留意願います。

3 資格取得支援事業

補助事業者において、交通事業者等の普通二種免許や大型二種免許等の資格取得に繋がる取組を実施する事業

(※バス事業者、タクシー事業者、貨物自動車運送事業者、グランドハンドリング事業者、保安検査事業者に限る。)

4 補助率

「3 補助対象経費」のうち、

1については、補助対象経費の8/10以内となります。

- ・ 業界団体は1者あたり4,000千円が上限となります。
- ・ 交通事業者は1者あたり1,600千円が上限となります。

2については、補助対象経費の8/10以内となります。

- ・ 業界団体は1者、1回(1日)あたり250千円が上限となります。
- ・ 交通事業者は1者、1回(1日)あたり100千円が上限となります。

3については、補助対象経費の1/4以内となります。

(※取得する資格により、別途、上限額の定めがあります。)

5 補助対象事業実施期間

補助対象事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

6 応募手続きの概要等

(1) 応募期限

令和7年10月9日(木)～令和8年2月6日(金) 厳守

(2) お問い合わせ先・提出先

(バス・タクシー・貨物事業者)

沖縄県企画部交通政策課陸上交通班 下地

(航路関連・グランドハンドリング・保安検査事業者)

沖縄県企画部交通政策課交通企画班 辻

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号：098-866-2045、FAX:098-866-2448

(3) 提出方法

上記提出先に、提出書類一式を提出すること。

※郵送の場合は、到達確認を電話にて行うこと。

(4) 提出書類

補助金交付要綱の申請様式一式を提出ください。

- ① 交付申請書(第1号様式)
- ② 事業計画書(第1号様式別紙1)
- ③ 補助金所要額調書(第1号様式別紙2)
- ④ 事業計画に係る説明資料(様式任意)

(5) その他

- ・申請にあたっては、事前に補助金要綱の内容を必ず確認ください。
- ・応募に係る費用については、申請者の負担といたします。
- ・申請については先着順とし、予算がなくなり次第、申請の受付を終了いたします。

7 交付についての審査結果

申請書類を確認のうえ、沖縄県交通政策課で審査を実施の上、審査の結果について連絡いたします。

なお、予算の範囲内での交付とし、予算額以上に申請があった場合等については、申請額より減額する場合や、交付決定がなされない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

8 交付決定

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。

- ・ 補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額※を減額して記載するものとします。
- ・ なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

9 補助金の交付

補助対象者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は当年度の 2 月末日のいずれか早い日までに実績報告書を沖縄県知事に提出しなければなりません。

完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

※必要と認められる場合は、補助金の交付決定後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金の概算払いを受けることができます。

10 交付決定の取り消し等

申請にあたっては、認識誤り等が無いよう事前に補助金要綱の内容を必ずご確認ください。

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

11 その他

- (1) 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、沖縄県知事が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 取得した個人情報については、本事業の利用目的以外に利用することはありません。
- (4) その他、事業の実施に関しては、補助金交付要綱に基づきます。